

住民基本台帳ネットワークシステムと税務システムについて

	住民基本台帳ネットワークシステム	税務システム
所管	総務省、地方公共団体情報システム機構、都道府県及び市区町村	山梨県総務部税務課
運営主体	地方公共団体情報システム機構	山梨県総務部税務課
根拠法令	住民基本台帳法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)</li> <li>・第30条の11(通知都道府県知事以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の15(本人確認情報の利用)</li> <li>・第30条の32(自己の本人確認情報の開示)</li> <li>・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)</li> </ul>	なし
稼働時期	平成14年度	旧税務システム 平成元年4月 新税務システム 平成16年4月
利用主体	全地方公共団体が接続 山梨県の業務端末の設置場所(台数) 市町村課(1)、総合県税事務所(2)、各地域県民センター(各1(富士・東部のみ2))、パスポートセンター(4) (計12)	税務課、総合県税事務所、各地域県民センター
システム設置の経緯等	平成11年8月18日「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が公布され、平成13年から14年の総合運用テストを経て、平成14年8月5日住基ネットの第1次稼働が始まった。 当該システムは、住民基本台帳法に基づき、総務省が所管する地方公共団体情報システム機構が運用している。そのため、同機構が設けるセキュリティ基準及び県の設けるセキュリティ基準に基づいて稼働している。	従来、本県では県税の賦課徴収事務については紙媒体を用いていたところ、手続の簡素化等、事務の便宜を図るため、電子計算機を用いて電子情報処理を行う仕組みに移行した(旧税務システム)。 現在では、同様のシステムを設置している地方公共団体が多いが、あくまで各地方公共団体が各々の事務を行うために設置したシステムであり、仕様等に定まった形式等はない。そのため、県税の賦課徴収事務に従事する職員が利用する端末は県が調達・管理し、職員ごとに設置されている。また、本県においては、そのセキュリティについては県の設けるセキュリティ基準に基づいて稼働している。